

農林水産省大臣官房企画評価課
政策調整室 御中

新たな食料・農業・農村基本計画骨子（案）についての意見書

平成17年2月18日

社団法人 農林水産先端技術産業振興センター
理事長 畑 中 孝 晴

所在地：〒107-0052 東京都港区赤坂1丁目9番13号

電話：03-3586-8644 FAX：03-3586-8277

平成17年2月10日付けで意見募集がなされております「新たな食料・農業・農村基本計画骨子（案）」について、当センターの政策部会が主体となって作成した原案を会員に図り、時間的制約から十分な調整を行うことが出来ませんでした。おおむね以下のように意見を取りまとめましたので提出します。よろしくご検討下さいますようお願いいたします。

記

1. 農外事業体の農業への新規参入について

各地域の特区内において、一定の要件下ながら農外事業体の農業への新規参入が成果を上げているところであり、農業の新たな担い手として位置づけ、これら事業体の新規参入に積極的に道を開くべきである。

2. 食料自給率目標について

- (1) 食料自給率目標達成を根拠にいたずらに補助金に依存した農業保護的な施策をとるべきでなく、経営感覚に優れ、技術革新に取り組む経営体の育成を主眼とし、流通、消費対策等バランスのとれた施策を講じるべきである。
- (2) 自給率の表示に当たり、金額ベースの表示は消費者・実需者の価格、品質、安全性等の総合的な選択の結果を適正に反映したもので、消費者にも分かり易いと考えられ、カロリーベース表示と併せて活用・普及を図るべきである。
- (3) 生産者および消費者が、自給率向上の意義や目標達成に向けての行動基準について十分理解できるようにすべきである。例えば、自給率が5%向上するとどのようなメリットがあるのか、麺類の代わりにご飯を食べるとどれだけ自給率が上がるか、などを定量的に示し、生産者や消費者の意識改革を促すべきである。

3. 食品産業と農業の連携について

- (1) 加工原料の供給にあたり、関税などの国境措置に多くを依存せず、また個別農作物

の価格政策ではなく経営支援施策を導入するなどにより、国内外の原料が合理的価格でかつ安定的に供給されるよう措置すべきである。

- (2) 食品産業と農業の連携強化には、地域のコーディネーターの役割が重要であり、育成措置をとるべきである。また、これに関連して、消費者のニーズを反映して、食品産業や農業の方向をリードするための調査研究や食育等の施策も充実が図られるべきである。

4 . 試験研究施策の強化について

- (1) 今後の食料の安定供給、生産者の経営合理化、消費者に対する安全・安心の付与等のため、更なる技術革新が不可欠であり、本基本計画にも新たに項目を設け、新技術の研究開発の積極的な振興とその実用化・普及を図る政策の枠組みについて明記すべきである。

また、遺伝子組換え等先端的技術については、その開発とともに普及するための条件整備を積極的に行うべきである。

- (2) 産学官連携による技術開発を支援する競争的研究開発資金の拡大、知的財産の保護・強化、民間研究施設用地確保の農地転用上の特例等の措置を講ずるべきである。

5 . その他

- (1) 今後の農政の推進に当たり、稲・麦・大豆といった土地利用型農業のみならず、野菜・果樹・花卉などの園芸の振興にも積極的に取り組むべきである。
- (2) 農政の方向や成果を国民に分かり易くするため、主な食材についてのトレーサビリティの状況、バイオマスの利用、農業・農村の炭酸ガス吸収固定量等の動態を把握し、指標化して、目標や評価に活用すべきではないか。
- (3) 種苗、肥料、農薬、農業機械等の農業生産資材は生産性及び品質の向上、経営の改善合理化に多大な貢献をしているところであり、この役割を適正に評価し、関連施策の充実を図るべきである。
- (4) 日本には野菜を中心とする種苗産業（世界ベスト10に日本の種苗会社3社がランクイン）、耕地の狭い東南アジアに最適な小型農業機械のように、国際競争力のある農業関連産業分野がある。国際化時代を迎え、これら世界的にも優位な立場にある産業を、行政及び独立行政法人・大学等の研究機関が積極的に支援し、政策的により強化していく戦略を構築し推進すべきである。
- (5) 食の安全・安心を支える食品表示は科学的裏付けをベースとするリスクアセスメントに基づいて設定されるべきであり、技術の進歩に伴う表示の見直しも迅速に行われるべきである。

遺伝子組換え食品の「不使用表示」は、5%未満の使用であれば表示可能であるため、消費者に表示の不信感を抱かせることになっている。また、遺伝子組換え食品が

食品衛生法に基づいて安全性が確認されているにもかかわらず、あたかも安全性に問題があるかのように誤解を生じさせるもとともなっている。このようなことから、「不使用表示」のあり方については、あらためて慎重に検討すべきである。

- (6) 農業法人や集落営農組織の育成により優れた担い手を確保するとともに、今後増加が予想される外国人労働者の役割や位置付けも併せて明らかにすべきである。
- (7) 都市農業には景観や環境の保全、防災などの多面的機能があり、都市農業地域における耕作放棄地対策にも積極的に取り組むべきである。